

令和 5 年 度

(2 0 2 3 年 度)

工 事 監 査 (土 木) 結 果 報 告

高 崎 市 監 査 委 員



第304-2号
令和6年2月2日

高崎市長 富岡賢治様
高崎市議会議長 時田裕之様

高崎市監査委員 小泉貴代子
同 折田慶太
同 丸山 覚
同 渡邊幹治

令和5年度工事監査（土木）の結果報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和5年度工事監査（土木）は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第3 監査の期間

令和5年10月6日から令和5年12月27日
（実地監査日 令和5年11月6日）

第4 監査の対象

1 対象工事 （仮称）高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事

（1）場所 高崎市問屋町四丁目地内

（2）契約工期 令和5年2月16日から令和6年2月2日

（3）概要 問屋町地内の浸水対策及び流末水路である浜尻川の水位低下のため、（仮称）高崎市児童相談所の駐車場スペースに地下型雨水貯留槽の設置を行うもの。

コンクリート貯留槽工 一式

プラスチック貯留槽工 一式

管理柵工 一式

越流柵工 一式

水門設置工 1門

2 契約金額 140,712,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 対象部課

（1）財務部 契約課、技術監理課

（2）建設部 土木課

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 計画

（1）施工上必要な諸官庁及びインフラ管理者との協議、調整が行われているか。

（2）地元住民や関連工事への事前説明及び調整は適切か。

(3) 予算との整合及び施工の決裁手続きは適正か。

2 設計

(1) 事業目的及び法令等に適合した設計か。

(2) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

(3) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切か。

(4) 設計図書は的確に作成されているか。

(5) 工期の設定は適切か。

(6) 効率性、経済性及び環境、維持管理に配慮した設計か。

3 積算

(1) 積算基準、積算資料等の整備及び運用は適切か。

(2) 歩掛、単価及び数量、金額は適正で正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 諸経費は適切に算出され、排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

4 契約

(1) 入札の方法及び調達手続きは適正かつ公正か。

(2) 入札条件、内容が明確に示され、設計書及び仕様書は適正に作成されたか。

(3) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保守の方法は適正か。

(4) 資格審査は適正か。

(5) 入札・開札が公正で、記録が整備されているか。また、落札者の決定は適正か。

(6) 契約書の調製は内容が適切で適正か。

(7) 各種保証金等の取扱いは適正か。

(8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

(9) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(10) 契約書どおりの履行がされているか。

5 施工

(1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正か。

(2) 工事施工計画は適切か。

(3) 法令等を遵守し、設計図面どおりに施工されているか。

(4) 施工体制台帳が整備され、監理技術者等は適正に配置されているか。

(5) 各種承諾図書、工事記録写真等及び請負人提出書類は整備されているか。

(6) 各種検査、材料試験等が適正で、その記録は整備されているか。

(7) 現場の安全管理は適切か。

(8) 工程管理及び品質管理は適切か。

(9) 関連工事との連携及び各工事関係者との連絡は適切か。

(10) 環境に配慮した施工か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

また、工事関係書類の審査や現場の施工状況の調査などの技術面については、専門的な知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を求め実施した。

第7 監査の結果

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書を参考とし、工事の計画、設計、積算、契約、現場における施工等について総合的に判断したところ、予算の目的に従い、関係法令に準拠して執行されており、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、工事監査技術調査結果報告書において検討及び改善を図ることが適当と助言のあった事項については、今後行われる工事の実施に際して十分に留意されたい。

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書は次のとおりである。

高崎市
令和5年度工事監査
技術調査結果報告書

令和5年11月24日

受託者 : 大阪市西区靱本町1丁目8番4号
公益社団法人 大阪技術振興協会
調査員 : 技術士(建設部門 登録番号第35104号)
三木 充

調査実施日 : 令和5年11月6日(月)

調査場所 : 高崎市役所入札控室及び当該工事現場

監査執行者 : 代表監査委員(識見) 小泉 貴代子
監査委員(識見) 折田 慶太
監査委員(議選) 丸山 覚
監査委員(議選) 渡邊 幹治

調査立会者 : 監査委員事務局

調査対象工事 : (仮称) 高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事

工事担当課 : 建設部 土木課

目 次

1	工事内容説明者	1
2	工事概要	1
3	工事監査における所見	2
	(1) 事業目的について	2
	(2) 計画について	3
	(3) 設計について	3
	(4) 積算について	4
	(5) 契約について	5
	(6) 施工及び施工管理について	6
	(7) 現場施工状況について	7
	(8) 監理及び検査等について	8
	(9) その他について	9
4	総合所見	9

【調査結果報告】

■対象工事名：（仮称）高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事

1 工事内容説明者

・市職員

財務部長、財務部契約課長、財務部契約課工事委託担当職員

財務部技術監理課長、財務部技術監理課職員

建設部長、建設部土木課長、建設部土木課土木担当職員、建設部管理課雨水対策調整担当職員

・工事請負業者

研屋・宮崎工業(仮称)高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事特定建設工事共同企業体
株式会社研屋、宮崎工業株式会社

下請業者

株式会社岸土木

2 工事概要

1) 工事場所 群馬県高崎市問屋町四丁目地内

2) 工事内容

- ・コンクリート貯留槽工 一式
- ・プラスチック貯留槽工 一式
- ・管理柵工 一式
- ・越流柵工 一式
- ・水門設置工 1門

3) 入札方式 簡易一般競争入札（事後審査方式）

4) 工事請負会社 研屋・宮崎工業（仮称）高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事
特定建設工事共同企業体

5) 現場代理人 株式会社研屋 森田敏章

6) 監理技術者 株式会社研屋 森田敏章(監理技術者資格者証 00001423178 号)
宮崎工業株式会社 高橋穰(監理技術者資格者証 00040704081 号)

7) 設計業者 株式会社新井調査設計事務所

8) 施工監理委託業者 直営

9) 事業費 (消費税含む)

当初 設計金額 134,959,000 円

予定価格 134,959,000 円

契約金額 132,000,000 円

請負率 ≒97.80% (対予定価格)

変更後	契約金額	140,712,000円
10) 工事期間		令和5年2月16日～令和6年2月2日
11) 工事進捗状況	計画 15.3%	実施 15.4% (令和5年9月30日現在)
12) 公告日		令和5年1月10日
13) 開札日		令和5年2月10日
14) 契約年月日		令和5年2月15日
15) 財務内訳		国費 0%、市費 100% (緊急自然災害防止対策事業債)
16) 前払金		52,800,000円 (令和5年3月13日支払)
17) 中間前払金		なし
18) 契約及び前払保証		東日本建設業保証株式会社による保証 契約保証金額 13,200,000円 (証書発行日 令和5年2月13日) 前払保証金額 52,800,000円 (証書発行日 令和5年2月13日)
19) 工事監督員	担当監督員	建設部土木課 技師

3 工事監査における所見

今回の技術調査は、高崎市監査委員の要請により実施するもので、午前より当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査等に関する書類調査並びに聞き取り調査を行い、午後に工事現場において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行ったので、その結果について以下に申し述べる。

(1) 事業目的について

「緊急自然災害防止対策事業債」は、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう創設したものであり、河川の護岸整備や改修、道路の法面防護対策、急傾斜地の法面对策など、非常に幅広い防災インフラの整備に活用できるものとなっている。国土交通省及び総務省は、令和5年4月3日に「緊急自然災害防止対策事業債における下水道に係る事業の取扱いについて（周知）」を発信し、その中で災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策計画に基づき実施される雨水公共下水道及び都市下水路に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設等を対象施設として発行されるものとしている。

高崎市においては、本工事の施工箇所である問屋町四丁目は、一級河川である井野川とつながる浜尻川へ流入する雨水幹線が埋設されている地域であり、以前から短時間集中豪雨による道路冠水の被害や下流の浜尻川においても溢水箇所が点在している。

このことから、令和7年度に開設予定である高崎市児童相談所の駐車場スペースに地下型雨水貯留槽の整備を行い、一時的に雨水幹線の雨水を貯留することで問屋町地区の浸水対策及び流末水路である浜尻川の水位低下を目的としており、長期を見据えた計画的な施行である

ことを確認した。

(2) 計画について

ア 令和3年に浸水被害が発生し、本工事後に控えている建築工事（高崎市児童相談所）の担当部署である福祉部児童相談所準備室と本工事計画前に工事概要や構造、設置位置についての調整を行なった。その際高崎市児童相談所の配置計画が定まっておらず、令和4年4月に建物の基本計画が決定したのを受けて、駐車場予定地に雨水貯留槽を設置する計画がスタートした。また、用地内には埋蔵文化財が想定されたため教育委員会事務局教育部文化財保護課とも調整し、令和5年10月に発掘調査が完了し着手の許可を得た。さらに歩道を使用しての工事となるため歩道の占用許可を建設部管理課とも調整しており、工事施工に対する調整は確実に実施されていることを確認した。

イ 発注者による地元説明は、高崎市児童相談所建築に関する住民説明と合同で令和5年5月24日・27日に地元住民約40名の参加のもと実施し、町内会（1町内会）に対しては、問屋町区長を通じ令和5年6月1日に回覧（約55部）を配布し周知を行っており、かつ関係箇所の掲示（2箇所）も実施しており適正である。また、施工箇所へ近接している施設等（3社）へは直接説明を行っており適切に対処していることを確認した。なお、その後地元関係者からのクレームは出ていない。

ウ 工事執行は、「高崎市事務専決規程」第4条及び別表第1に基づき、土木課計画担当より令和4年12月22日に起案され、令和4年12月22日付で市長により承認され、適正であることを関係書類で確認した。

(3) 設計について

ア 設計図、構造・数量計算書等は、「積算基準及び標準歩掛」土木編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（令和4年度）（群馬県県土整備部）及び「群馬県建設工事必携」（令和3年度）（群馬県県土整備部）に則り、受託事業者である株式会社新井調査設計事務所が設計し、「高崎市事務専決規程」等に則り、土木課担当技師が起案し、主任技師が検算、高崎市工事検査規程第14条に基づき財務部技術監理課が審査しており適正であることを工事設計書（令和4年12月1日）等の関係書類で確認した。

イ 工事期間の算定は、「積算基準及び標準歩掛（土木編）」（令和4年度）（群馬県県土整備部）に基づき、非作業日の休日（土日祝日）113日（夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）を含む）に、実作業日数を加算した工期設定となっており適正に設定されていることを確認した。ただし、全体工期設定において工種毎の実日数を積上げ、週休2日制とした係数による設定を採用しており降雨日（雨休率）を考慮した設定となっているかどうかについて明確にすることに改善の余地がある。

ウ 特記仕様書は、設計時の「施工条件の明示」により示されており、当該工事に関する必要な事項を勘案しており適正である。

エ 経済性については、施工期間及び後の建築工事に伴う上載荷重が大きくなる施工条件を考慮した2次製品の管渠柵、ジオプール AE-1（強度重視タイプ）を採用し工期短縮を図っている。かつ路盤工及び舗装工において再生材（砕石、アスファルト）を採用しており経済性かつ施工性を考慮した設計となっており適正である。また、ジオプール AE-1 工法採用により廃プラスチック製品を使用し、環境に配慮された設計であることも確認した。

オ 近年、住居地域として開発された町並みで住民に配慮した施設となっており高齢者等に対する配慮は特段必要ない。

カ 将来における維持管理費については、極力駐車場利用者の支障にならない位置に維持点検のための点検孔を多く設けることで長期の維持管理のやり易さを考慮した設計となっており適正である。また、管理柵等においては外気にさらされる鋼構造のものは錆にくい耐久性のあるステンレス製を採用していることで維持管理費の縮減を考慮した設計となっており適正である。

キ 設計において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。

- ① 積算基準及び標準歩掛（令和4年度）（群馬県県土整備部）
- ② 下水道用設計標準歩掛（令和4年度）（日本下水道協会）
- ③ 道路土工要綱（平成21年6月）（日本道路協会）
- ④ 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）（日本道路協会）
- ⑤ 河川管理施設等構造令（平成11年11月）（日本河川協会）
- ⑥ その他道路土工各編（平成21年6月）（日本道路協会）
- ⑦ 下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版）（日本下水道協会）

（4）積算について

ア 積算において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。

- ① 積算基準及び標準歩掛（令和4年度）（群馬県県土整備部）
- ② 下水道用設計標準歩掛（令和4年版）（日本下水道協会）
- ③ 基礎単価表（令和4年度）（群馬県県土整備部）
- ④ 積算資料（2022年12月）（経済調査会）
- ⑤ 建設物価（2022年12月）（建設物価調査会）

イ 積算基準等に無い単価については、土留工、貯留槽本体のブロック、水門、伐採工等6工種が該当したが、工種毎に「見積依頼について」に基づき土木課担当技師が起案し課長の決裁を得、業者3社に対して見積もりを行い、各社の平均を施工歩掛りとして「積算基準及び標準歩掛」（令和4年度）（群馬県県土整備部）に基づき決定され適切に設定されていることを確認した。

ウ 積算は、土木課担当技師が実施し、算出根拠資料として、積算書作成時に使用した単価や歩掛等をファイルにして財務部契約課のキャビネットに保管されていることを確認

した。

(5) 契約について

ア 入札公告から入札までの期間は、公告：令和5年1月10日、設計図書縦覧：1月19日、応札期間：2月6日から2月9日午後1時、開札：2月10日と「地方自治法施行令」第167条の6、「建設業法施行令」第6条、「高崎市契約規則」第4条及び「高崎市電子入札運用基準」第5-1で定められた期間以上あり特に問題はない。

イ 予定価格の計算及び予定価格書の作成は、「高崎市契約規則」第7条に基づき財務部契約課の担当者が「高崎市事務専決規程」に基づいた予定価格専決権者である副市長の決裁を得て行われている。予定価格表は、作成後、予定価格封筒に入れ封緘し、施錠ができる場所で適切に保存し、開札時に開封しており、秘密保持は適正に行っている。

ウ 契約書等関係書類及び帳簿は、施工中は財務部契約課で保管され、事業完了後、「高崎市文書取扱規程」第29条及び第30条に基づき、文書管理システムに入力し、庁内書庫等で保管される。なお、入札契約情報はシステムに入力し、いつでも参照可能となっており、適正であることを確認した。

エ 入札公告等の諸手続きは、「地方自治法施行令」第167条の6第1項、「高崎市契約規則」第4条及び「高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）実施要領」の規定に基づき、事前に「入札参加申請書」「特定建設工事共同企業体協定書」「特定建設工事共同企業体代表者への委任状」の提出を求めており適正かつ公正に行っていることを確認した。

オ 「高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）実施要領」に基づき、資格審査時に令和5年2月10日付で「簡易一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書」、「同種工事等の施工・業務実績」、「配置予定技術者の資格・経験」、「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」、「特定建設業の許可の写し」、「施工・業務実績を判断できる工事請負契約書の写し又は日本建設情報総合センターのカルテ」及び「配置予定技術者の資格を証明するもの」の提出を求め、提出された資料を「技術資料審査会」において資格の適格性の審査を行い、適正に審査並びに受注者の決定等資格審査事務を執行していることを確認した。なお入札は4社が応札し、研屋・宮崎工業（仮称）高崎市児童相談所雨水貯留槽設置工事特定建設工事共同企業体が落札者として決定されていることを確認した。

カ 落札者の決定通知は、「高崎市契約規則」、「高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）実施要領」及び「高崎市電子入札運用基準」に基づき、ぐんま電子入札共同システムにて、令和5年2月10日に落札者の決定及び通知を行っており適正に実施されていることを確認した。

キ 監督員指名の通知は、「高崎市建設工事請負契約約款」第9条に基づき、令和5年2

月 15 日に受注者に通知されており適正に実施されていることを確認した。

ク 現場代理人等の通知は、受注者から「高崎市契約規則」第 48 条及び「高崎市建設工事請負契約約款」第 10 条に基づき、令和 5 年 2 月 15 日に現場代理人及び監理技術者の氏名及び資格が「現場代理人・主任技術者等選任届」により高崎市長に提出されており適正であることを確認した。

(6) 施工及び施工管理について

ア 諸官庁への許可申請は、適切に実施されていることを確認した。

高崎警察署 道路使用許可申請書 (3ヶ月毎提出)

監督署関係 特定元方事業者等の事業開始報告
時間外労働・休日労働に関する協定届
適用事業報告
保険関係成立届

経済産業省関係 建設リサイクル法の届け (令和5年2月18日)

市町村関係 資材の再資源化 (建築指導課)

イ 施工計画書は、施工条件の明示、設計図、設計内訳書及び共通仕様書 (群馬県) 等に基づき、当該工事を施工するための基本を示すものである。請負業者から提出された施工計画書は、「建設工事必携」 (群馬県) に基づき、契約日令和5年2月15日から15日以内の工事着手前に建設部土木課担当者に提出されていることを確認した。ただし、監督員の審査、課長の承認等が不明確でありかつ提出日 (受付印) 等の記載もなく承認日が不明であることに改善の余地がある。

ウ 施工に関する規程を以下に示す。

① 下水道施設計画・設計指針と解説 (2022年)

② 建設工事必携 (令和4年度) (群馬県)

③ 土木工事標準仕様書 (令和4年10月1日) (群馬県)

エ 当該工事に提出されている施工計画書の内容について詳しく調査したのでその結果を以下に示す。請負業者の指導をお願いしたい。

① P-9 「施工条件の明示」で対応策の欄に無記入部分がある。

② P-19 安全管理について

本社組織において、統括安全衛生責任者が明示されている。労働安全衛生法では常時 100 人以上の事業所では、「総括安全衛生管理者」を選任することが義務付けられている。また 50 人以上の事業所では「安全管理者」「衛生管理者」の選任が必要である。本社組織を労働安全衛生法に準拠した体制にされるよう指導すること。

現場組織について労働安全衛生法では多数の業者が混在して作業し、かつ作業員数が常時 50 人以上ならば「統括安全衛生責任者」を選任し、所轄の労働基準監督署に届

けを提出しなければならない。該当ならば統括安全衛生責任者を補佐する元方安全衛生管理者の配置も必要である。さらに元方安全衛生管理者の指名は有資格者を選任する必要がある。

また、統括安全衛生責任者を選任している現場の関係請負人は各社1名以上の安全衛生責任者の選任も必要となる。施工体系図では、労働安全衛生法に基づいた統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び安全衛生責任者が記載されている。施工体系図との整合性を図るよう指導すること。

- ③ P-78 上から12行目に特記仕様書とあるが、本工事での正式名称の「施工条件の明示」に変更すること。
- ④ P-103 上から4行目の統責者、安全管理者と記載されているが、P-20の現場組織図では安全管理者は指名されていない。
- ⑤ P-106 作業時間が違っている。夜間午後9時から翌日午前6時までとなっているが実際は昼間施工である。

以上、本工事の施工計画書は非常に良く出来てはいるが、些細な部分で修正加筆が必要かと思われる。確実な審査・承認を行っていただきたい。

オ 施工計画書は、設計図書等に基づき発注者の要求する品質のものを構築（ものづくり）するための重要なシナリオであることを理解していただきたい。品質管理において、「P（計画）・D（実施・施工）・C（検証・チェック）・A（対応策）」の循環における「P」に相当するものである。同計画書に必要な事項を述べると、「何を、誰が、どのような目的で、どのように、いつまでに、どの部分を」について明確にし、読んだものが理解できるように作成することを請負業者に指導いただきたい。

（7）現場施工状況について

- ア 当該工事現場掲示物（施工体系図、安全指示類等）について調査したが、工事現場に適切に掲示されていることを確認した。
- イ 工程表の計画と実施出来高比較は請負業者から「工事打合せ書」（直近令和5年10月31日）により「工事工程報告書」を提出させ、適宜進捗状況を確認している。
- ウ 使用材料等は、「工事中材料 使用承認願」（直近令和5年8月7日）により管理柵の材料確認が実施され確実に監理されていることを確認した。
- エ 段階確認は、「工事打合せ書」（直近令和5年9月8日）により「段階確認表」を提出しており「Co 貯留槽の床付け確認」が施工計画書（P-97）に添って令和5年10月5日に実施されていることを確認した。
- オ 各種材料の現場保管は、連結管（ヒューム管）が保管されていたが、品質の劣化を防止するため養生し保管されていることを確認した。
- カ 記録写真等の請負人提出書類は、2部作成され、建設部土木課に1部、受注者に1部

をそれぞれ保管していることを確認した。ただし、検査の内容の一部に写真のみで記録されているものがあるが、写真には日付が記録されておらず、時宜を得た検査であることの信憑性に若干の疑義がある。将来に不具合の事象が発生した場合に備え、日付を確認できるような記録となるよう検討願いたい。

キ 工事施工に使用している「ドラグ・ショベル」（3台）の建設機械は排出ガス対策型及び低騒音・低振動型を使用していることを確認した。

ク 現場安全管理は、安全施工サイクルを基本に適切に実施されていることを確認した。

また、令和5年10月3日に「安全衛生協議会」を実施していることも確認した。さらに令和5年10月23日には「高所作業での安全な施工について」「建設機械等による災害の防止について」安全教育を実施していることを確認した。しかし写真のみの記録であり、協議事項や教育内容を確認出来るよう記録を取らせることで労働安全衛生法に準拠した活動を実施している証拠となるので記録を取らせるよう指導願いたい。

ケ 適用した法令等は以下の法令等に基づき適切に実施されていることを確認した。

- ① 建設業法
- ② 建設工事必携（令和4年度）（群馬県）
- ③ 労働基準法
- ④ 労働安全衛生法
- ⑤ 建設リサイクル法
- ⑥ 高崎市工事請負契約約款

（8）監理及び検査等について

ア 資材確認・出来形確認・品質確認等は、以下の基準等に基づいて行われており適正である。

- ① 下水道施設計画・設計指針と解説（令和4年度）
- ② 建設工事必携（令和4年度）（群馬県）
- ③ 土木工事標準仕様書（令和4年度）（群馬県）
- ④ 土木構造配筋要領（平成年度改訂版）
- ⑤ コンクリート圧縮試験 JIS A 1108

イ 主な施工検査、材料試験は「段階確認表」を作成、記録を建設部土木課、受注者それぞれが保管していることを確認した。

ウ 写真、検査記録は、1冊に綴り適切に整備・保管されていることを確認した。

エ 担当監督員が繁忙のため検査等に立ち会えない場合は、対応可能な同じ系の代行者を立て実施していることを確認した。

(9) その他について

ア 工事目的を達成するためには、各工事の確実な履行が必要不可欠である。自然災害が多発している時代に入って、高崎市民が安全で安心して生活できるための事業であることを認識され、請負業者の指導に当たっていただきたい。

イ 請負業者の指導は、元来発注者が行う必要はないものであるが、昨今、請負業者のミスによる工事事故（施工ミスによる不良品質）、第三者災害及び労働災害の発生が多くなっている。特に、施工ミスによる粗悪構造物は、工事目的物の短寿命化に繋がることであり、特に公共工事であってはならないことである。従って、これらのリスクを想定して安全に工事を進めるには、工事を受注する請負業者のレベルアップを図る必要がある。地道ではあるが、発注者として、工事を通して継続的に請負業者のレベルアップを図ることが有効であるので教育・講習及び指導等を検討して実施していただきたい。

4 総合所見

今回の技術調査は、午前から当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査に関する書類調査並びに聞き取り調査を行った。午後は現場において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行った。

その結果、特に指摘する事項はなく、おおむね適正に工事が執行されていると判断した。しかし、工事監査における所見の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので今後の工事に活かしていただくことを願っている。

市内建設業は、本市の道路、河川や建築物などの社会基盤の整備、維持管理を担う基幹産業であると同時に、近年被害が甚大化する傾向にある台風などによる風水害や地震などの自然災害の発生時には最前線で復旧復興を支える役割を担う他、昨今のコロナ禍においても事業の継続が求められるなど、市民の安心安全な生活を確保する上で欠かすことのできない地域の守り手である。

働き方改革が進められている昨今、建設業界ではかねてより長時間労働や休日が少ないことなどが指摘され、その影響で若い人材を確保しづらくなってきている。現在の働き手の環境を改善することはもちろんだが、その先には「次世代の担い手の確保」が大きな課題となっている。

このことを鑑み、国は、令和6年4月から建設業に残業の罰則付き上限規制を適用することになるため、本市においても適正な工期の設定や安全経費の適切な使用、リスクアセスメントの取組み、建設工事における環境の整備、建設業者の育成、働く人の安全意識の向上を目指し、事業執行を進められるよう期待する。